

6. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成24年度末	平成25年度末	科 目	平成24年度末	平成25年度末
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	502,956	467,727	保険契約準備金	47,470,205	48,785,930
現 金	550	310	支 払 備 金	203,848	199,582
預 貯 金	502,405	467,416	責 任 準 備 金	46,161,263	47,515,496
コ ー ル 口 ン	203,900	349,400	社 員 配 当 準 備 金	1,105,093	1,070,852
債券貸借取引支払保証金	150,709	159,856	再 保 險 借	271	343
買入金銭債権	756,320	570,632	社 債 債	157,040	157,040
有 価 証 券	42,274,197	44,369,012	そ の 他 負 債	2,147,917	1,607,132
国 債	16,543,499	17,578,858	債券貸借取引受入担保金	1,212,021	802,691
地 方 債	1,586,508	1,522,414	借 入 金	25	9,127
社 債	3,092,231	2,944,847	未 払 法 人 税 等	45,091	101,948
株 式	6,917,409	7,334,077	未 払	264,435	124,982
外 国 証 券	13,556,511	14,258,244	未 払 費 用	63,373	57,257
そ の 他 の 証 券	578,037	730,571	前 受 収 益 金	22,246	22,870
貸 付 金	8,581,801	8,528,979	預 り 保 証 金	99,495	98,158
一 般 貸 付	835,460	782,280	預 り 保 証 金	84,171	84,102
有 形 固 定 資 産	7,746,341	7,746,698	先 物 取 引 差 金 勘 定	155	296
土 地	1,144,344	1,185,348	金 融 派 生 商 品	330,715	288,867
建 物	484,567	474,175	リ ー ス 債 務	4,262	4,930
リ ー ス 資 産	2,713	3,740	資 産 除 去 債 務	2,035	2,031
建 設 仮 勘 定	31,132	42,930	仮 受 金	19,758	9,868
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13,543	12,020	そ の 他 の 負 債	128	—
無 形 固 定 資 産	184,990	179,292	役 員 賞 与 引 当 金	52	50
ソ フ ト ウ ェ ア	93,186	87,100	退 職 給 付 引 当 金	433,184	385,283
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	91,804	92,191	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,374	4,403
再 保 險 貸	222	260	ポ イ ン ト 引 当 金	9,564	12,609
そ の 他 資 産	530,894	424,228	価 格 変 動 準 備 金	427,529	623,312
未 収 金	152,896	91,782	繰 延 税 金 負 債	123,652	328,632
前 払 費 用	8,706	7,871	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	129,132	128,236
未 収 収 益	236,498	255,976	支 払 承 諾	29,233	30,137
預 託 金	38,575	37,310	負 債 の 部 合 計	50,932,158	52,063,111
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	6,285	5,753	(純 資 産 の 部)		
先 物 取 引 差 金 勘 定	46	—	基 金	300,000	250,000
金 融 派 生 商 品	71,453	10,151	基 金 償 却 積 立 金	950,000	1,000,000
仮 払 金	6,411	6,331	再 評 価 積 立 金	651	651
そ の 他 の 資 産	10,019	9,052	剰 余 金	350,577	440,022
支 払 承 諾 見 返 金	29,233	30,137	損 失 填 補 準 備 金	12,571	13,270
貸 倒 引 当 金	△8,704	△7,024	そ の 他 剰 余 金	338,006	426,752
			危 険 準 備 積 立 金	71,917	71,917
			社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金	236	259
			圧 縮 積 立 金	34,666	42,693
			圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	—	33
			別 段 積 立 金	170	170
			当 期 未 処 分 剰 余 金	231,016	311,679
			基 金 等 合 計	1,601,228	1,690,674
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,508,046	3,256,652
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△74,128	△134,156
			土 地 再 評 価 差 額 金	△84,481	△85,561
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,349,436	3,036,934
			純 資 産 の 部 合 計	3,950,665	4,727,608
資 産 の 部 合 計	54,882,824	56,790,719	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	54,882,824	56,790,719

(注) 1.(1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。

① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)

② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)

③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)

④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価

⑤ その他有価証券

イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)

ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

(2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

(i) 建物

定額法により行っております。

(ii) 上記以外

定率法により行っております。

ロ リース資産

(i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

(ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間に基づく定額法により行っております。

なお、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主に定率法を採用しておりましたが、当期より、建物等については、定額法による方法に変更しております。

この変更は、従来の投資は取得・新築が多くを占めており、その使用方法等に対応した減価償却方法として定率法を採用してきたものの、近年、投資に占める取得・新築の割合は低下し、代わって不動産の陳腐化を抑制するリニューアル・改修の割合が相対的に高くなっていること、また、今般不動産のより計画的なリニューアルを推進するために全体リニューアル計画及びリニューアル工事仕様等の基準を整備したことから、今後は建物等のより長期安定的な使用が見込まれ、使用可能期間にわたり減価償却費を均等配分することが今後の有形固定資産の利用状況に即したものであると判断したことによるものであり、このための固定資産システム開発が当期に完了したことを契機に行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純剰余が3,027百万円増加しております。

また、上記の全体リニューアル計画の整備にあたり、建物等の利用年数及び残存価額の調査を実施したため、減価償却方法の変更に合わせて、それらについてもより実態に即した見直しを行い、当期より一部の耐用年数及び残存価額を変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純剰余が7,325百万円増加しております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場又は期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

6.(1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

(2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は703百万円(担保・保証付債権に係る額240百万円)であります。

7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

8.(1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法は、以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年

なお、当期より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号)を適用しております。退職給付債務及び勤務費用の計算方法については、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する会計年度の期首から適用できることになったため、当期より、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な扱いに従っており、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当期の期首の未処分剰余金に計上しております。

この結果、当期の期首の当期末処分剰余金が 24,705 百万円増加しております。また、当期の経常利益及び税引前当期純剰余金は 1,558 百万円増加しております。

9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づき行っております。
なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
 - ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権・債務の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。
 - ②ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
 - ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

16. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップを活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権・債務の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況を経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信リミット等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

17.(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	234,999	234,999	-
その他有価証券	234,999	234,999	-
買入金銭債権	570,632	611,996	41,364
責任準備金対応債券	542,574	583,939	41,364
その他有価証券	28,057	28,057	-
有価証券	43,113,992	44,926,705	1,812,713
売買目的有価証券	1,098,298	1,098,298	-
責任準備金対応債券	19,593,801	21,352,447	1,758,645
子会社株式及び関連会社株式	7,711	61,779	54,068
その他有価証券	22,414,180	22,414,180	-
貸付金(*3)	8,523,357	8,791,565	268,207
保険約款貸付	782,113	782,113	-
一般貸付	7,741,243	8,009,451	268,207
金融派生商品(*4)	(278,716)	(278,716)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(258)	(258)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(278,457)	(278,457)	-
社債(*3,*5)	(157,040)	(172,429)	(15,389)
債券貸借取引受入担保金(*5)	(802,691)	(802,691)	-

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金及び社債に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5)社債及び債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと認められるため、帳簿価額を時価としております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

- イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 株式オプション取引の時価については、外部情報ベンダー等より入手したボラティリティ等を基準として、当社で算定した価格によっております。
- ハ 為替予約取引及び通貨オプション取引の時価については、取引相手の金融機関等より入手したTTM、割引レート等を基準として、当社で算定した価格によっております。
- ニ 金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価については、公表されている市場金利等を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値へ割り引いて算定した価格によっております。

④社債

期末日の市場価格によっております。

⑤債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 231,983 百万円、その他有価証券 1,023,037 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は 110,562 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	541,392	582,823	41,430
	公社債	19,100,466	20,863,889	1,763,422
	外国証券	81,594	85,489	3,895
	小計	19,723,454	21,532,202	1,808,748
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	1,182	1,115	△66
	公社債	411,307	402,636	△8,671
	外国証券	432	431	△1
	小計	412,922	404,183	△8,738
合計		20,136,376	21,936,386	1,800,009

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	85,000	85,000	0
	公社債	1,998,843	2,098,646	99,802
	株式	3,205,936	6,129,206	2,923,269
	外国証券	9,732,154	11,437,129	1,704,975
	その他の証券	431,137	482,272	51,134
	小計	15,453,071	20,232,254	4,779,182
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	150,000	149,999	△0
	買入金銭債権	28,061	28,057	△4
	公社債	57,473	56,392	△1,081
	株式	875,973	782,049	△93,923
	外国証券	1,377,572	1,356,047	△21,525
	その他の証券	73,669	72,437	△1,231
	小計	2,562,750	2,444,983	△117,767
	合計	18,015,822	22,677,237	4,661,415

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの1,023,037百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき21,401百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、以下のとおりであります。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	235,000	-	-	-
その他有価証券	235,000	-	-	-
買入金銭債権	35,326	14,018	58,109	462,371
責任準備金対応債券	8,326	14,018	57,049	462,371
その他有価証券	27,000	-	1,059	-
有価証券	823,819	4,760,898	5,547,656	22,202,625
責任準備金対応債券	508,980	2,758,584	2,106,119	14,103,370
その他有価証券	314,839	2,002,314	3,441,537	8,099,255
貸付金	911,003	2,991,945	2,056,098	1,778,876
社債	-	-	-	157,040
債券貸借取引受入担保金	802,691	-	-	-

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの7,174百万円は含めておりません。

18. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,164,094 百万円、時価は 1,174,628 百万円であります。
当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 366 百万円であります。
- 19.(1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は 39,030 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は 2,339 百万円、延滞債権額は 31,941 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3 カ月以上延滞債権額は 23 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は 4,726 百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 299 百万円、延滞債権額は 403 百万円それぞれ減少しております。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,132,867 百万円であります。
21. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,227,398 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は 139,879 百万円、金銭債務の総額は 3,932 百万円であります。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| イ | 当期首現在高 | 1,105,093 百万円 |
| ロ | 前期剰余金よりの繰入額 | 167,172 百万円 |
| ハ | 当期社員配当金支払額 | 226,128 百万円 |
| ニ | 利息による増加額 | 24,715 百万円 |
| ホ | 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,070,852 百万円 |
24. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債であります。

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,790,241百万円、土地252百万円、建物56百万円であります。また、担保に係る債務の額は802,706百万円であります。
- なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券905,314百万円及び受入担保金802,691百万円をそれぞれ含んでおります。
26. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。
27. 子会社等の株式及び出資金の総額は239,694百万円であります。
28. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は2,808,047百万円であります。
29. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は259,102百万円であります。
30. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は179,531百万円であります。
31. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は85,750百万円であります。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
32. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。営業職員等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	645,377百万円
ロ	勤務費用	23,883百万円
ハ	利息費用	10,326百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	△6,606百万円
ホ	退職給付の支払額	△48,494百万円
ヘ	期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	624,485百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	269,678 百万円
ロ	期待運用収益	4,314 百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	4,436 百万円
ニ	事業主からの拠出額	7,432 百万円
ホ	退職給付の支払額	△17,675 百万円
ヘ	期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	268,186 百万円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	285,269 百万円
ロ	年金資産	△268,186 百万円
		17,083 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	339,216 百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	19,850 百万円
ホ	未認識過去勤務費用	9,133 百万円
ヘ	退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	385,283 百万円

④退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	23,883 百万円
ロ	利息費用	10,326 百万円
ハ	期待運用収益	△4,314 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	870 百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△4,765 百万円
ヘ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	26,000 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

イ	生命保険一般勘定	54.3%
ロ	国内債券	22.0%
ハ	外国証券	15.1%
ニ	国内株式	4.4%
ホ	現金及び預貯金	4.2%
ヘ	合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、以下のとおりであります。

イ	割引率	1.6%
ロ	長期期待運用収益率	1.6%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,161 百万円です。

- 33.(1) 繰延税金資産の総額は 1,206,414 百万円であり、繰延税金負債の総額は 1,479,843 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 55,202 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 747,389 百万円、価格変動準備金 191,356 百万円、退職給付引当金 118,282 百万円及び貸倒引当金 2,575 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 1,434,983 百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は 33.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△19.3%であります。
- (3) 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率 33.2%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までのものについては 30.7%に変更しております。
- この変更により、当期末における繰延税金負債は 8,487 百万円、その他有価証券評価差額金は 582 百万円、土地再評価差額金は 1 百万円それぞれ増加し、再評価に係る繰延税金負債は 1 百万円減少しております。また、法人税等調整額は 9,070 百万円増加しております。
34. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成 14 年 3 月 31 日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
35. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 188 百万円であります。
36. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 3,123,147 百万円であります。